

平成 22 年 4 月 8 日

内閣官房 IT 担当室 御中

社団法人 日本薬剤師会

「新たな情報通信技術戦略の策定」に関する意見の提出について

標記につきまして下記のとおり意見を提出いたします。

記

1. 個人／団体の別 団体
2. 氏名／団体名 社団法人 日本薬剤師会
3. 連絡先

(電話)

4. 意見

意見募集の際の参考資料として掲載されている「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 第 52 回会合 資料 3」の別添の 2 枚目「II. 地域の絆の再生」の「④シームレスな地域連携医療の実現」内の「医師不足地域の患者の利便性を向上するため、処方箋の電送を可能とするとともに、安全性を確保しつつ遠隔診療の実施可能範囲の拡大等により遠隔医療の普及を推進」部分について。

これまでも度々指摘したことではあるが、処方箋の電子交付については、遠隔診療を実施している医療機関のうち、準備の整った医療機関から発行を開始することが可能である。一方、現在の関係法令等では、処方箋の発行に際し、処方箋を特定の薬局に誘導することが禁じられているとともに、全国どここの薬局でも、処方箋を応需しなければならないとされている。

そのため、1 医療機関でも処方せんの電子交付を始めるのであれば、その前に全ての薬局で電子交付された処方せんを応需できる体制が必要となる。

その体制が整わなければ、国民は応需できる薬局を探さねばならず、結果的に国民の負担が増大すると考えられる。

したがって、上記提案の実施に当たっては、現行の関係法令に照らし合わせ、その実施に関し問題が生じないよう、十分に留意していただくとともに、過去に三か年緊急プランに示した「ブロードバンドインフラ整備」の実施や、処方箋を電子交付する医療機関、処方箋の電子交付を受ける患者、電子交付された処方箋を応需する薬局の3者すべてに、過度な負担が生じないよう国の責任において十分な対策を講じていただきたい。